

令和 7 年 8 月 8 日

事 業 主 各 位

(一社) 中部労働技能教習センター
長野県建設業協会長野支部

「小型移動式クレーン運転技能講習」 「玉掛け技能講習」 セット講習のご案内

つり上げ荷重が 1 トン以上 5 トン未満の移動式クレーンを運転する業務（道路上を走行させる運転を除く）には、労働安全衛生法第 61 条、同法施行令第 20 条第 7 号（就業制限に係る業務）により、小型移動式クレーン運転技能講習修了者でなければ従事することができません。

制限荷重が 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務には、労働安全衛生法第 61 条、同法施行令第 20 条第 16 号（就業制限に係る業務）により、玉掛け技能講習修了者でなければ従事することができません。

つきましては、下記により「小型移動式クレーン運転技能講習」と「玉掛け技能講習」のセット講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

記

1 技能講習の日時

令和 7 年 11 月 4 日（火）～ 8 日（土） 受付 7 時 45 分～ 開講 8 時

※全日程とも講習開始時刻に遅刻した場合、理由の如何を問わず受講できません

2 技能講習の場所

(一社) 中部労働技能教習センター 長野会場

長野市松代町東寺尾字観音前北（柴地籍）2681-3 （電話：026-278-9255）

3 受講料等及び受講資格

受 講 資 格	所要日数	学科時間	実技時間	受講料 (税込)	教材費
小型移動式クレーンと玉掛けを 併せて受講される方 (右記の講習時間は上段が小型移動式クレーン、 下段が玉掛け)	5 日	13 時間	7 時間	59,400 円	無 料
		9 時間	6 時間		
① クレーン運転士免許、デリック運転士免許 又は揚貨装置運転士免許を有する者 ② 床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ※上記①・②のいずれかに該当される方 (右記の講習時間は上段が小型移動式クレーン、 下段が玉掛け)		10 時間	6 時間	57,200 円	無料
		9 時間	6 時間		

※補講料：30 分につき 学科 1,100 円（税込） 実技 1,650 円（税込）

4 講習科目

小型移動式クレーン運転技能講習（所要日数 3 日）

学 科	① 小型移動式クレーンに関する知識 ② 原動機及び電気に関する知識 ③ 運転のために必要な力学に関する知識 ④ 関係法令
実 技	① 小型移動式クレーンの運転 ② 運転のための合図

玉掛け技能講習（所要日数 2 日）

学 科	① クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置に関する知識 ② クレーン等の玉掛けの方法 ③ 関係法令
実 技	① クレーン等の玉掛け

5 受講受付人員及び受講申込締切日

定 員 15 名

※コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に基づき当面の間、定員数を制限させていただきます。
また、発熱・咳等自覚症状のある場合は受講自粛として頂くほか、講習中はマスクの常時
着用の徹底と、実技講習に使用する手袋の持参にご協力頂きますようお願い申し
上げます。

締切日 令和 7 年 10 月 21 日（火）

（ただし、定員になり次第締切。なお、一定の受講者数に満たない場合は、実施を見合わせる
ことがあります。）

6 受講申込及び受講料納入

受講申込は、「小型移動式クレーン運転技能講習・玉掛け技能講習セット講習受講申込書」に、
①写真 1 枚（縦 3cm×横 2.5cm 裏面に名前明記）②受講料を添え、
長野県建設業協会長野支部 長野市岡田町 124（電話：026-227-6226）へお申込み下さい。

※ お振込みでも取り扱っています。

振込先： 八十二銀行 長野駅前支店 普通預金 3 8 6 3 4 3

長野県建設業協会長野支部講習会 振込手数料は差し引かないで下さい。

7 助成金について

長野労働局 職業安定部 職業対策課へお問い合わせ下さい。

TEL：026-226-0866